

新旧対照表
【システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 249 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 1 基本的な審査方法等</p> <p>II 審査方式</p> <p>輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して輸入申告等が行われた後に、輸出入・港湾関連情報処理システムにより区分 2 又は区分 3 として選定された輸入申告等の審査は、「重点審査」又は「通常審査」の 2 方法とする。</p> <p>また、これらの審査は、「事前審査」又は「事後審査」により行う。</p> <p>なお、輸出入・港湾関連情報処理システムにより区分 1 として選定、許可された輸入申告等であり、<u>輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）第 5 章第 1 節 1－4 の規定により仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類（以下「添付書類等」という。）が提出された輸入申告等</u>については、必要に応じ輸出入・港湾関連情報処理システムによる輸入申告等が適正に行われているかどうか事後点検を実施するものとし、申告照会業務及び判定システムを利用するほか、必要に応じ原本抽出を依頼するものとする。</p> <p>III 受付管理事務</p> <p>1 区分 2 又は区分 3 として選定された輸入申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。</p> <p>イ 申告情報を受信した後提出される添付書類等の有無の確認（航空の貨物情報を有する貨物にあっては、輸入申告等に係る申告控を含む。）</p> <p>なお、輸出入・港湾関連情報処理システムにより仕入書に代わる書類又は包装明細書が提出された場合には、必要項目が入力されているか又は正確に入力されているか等を確認し、疑義が認められる場合には書面によりこれらに関する書類の提出を求めるものとする。</p>	<p>第 1 基本的な審査方法等</p> <p>II 審査方式</p> <p>輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して輸入申告等が行われた後に、輸出入・港湾関連情報処理システムにより区分 2 又は区分 3 として選定された輸入申告等の審査は、「重点審査」又は「通常審査」の 2 方法とする。</p> <p>また、これらの審査は、「事前審査」又は「事後審査」により行う。</p> <p>なお、輸出入・港湾関連情報処理システムにより区分 1 として選定、許可された輸入申告等については、必要に応じ輸出入・港湾関連情報処理システムによる輸入申告等が適正に行われているかどうか事後点検を実施するものとし、申告照会業務及び判定システムを利用するほか、必要に応じ原本抽出を依頼するものとする。</p> <p>III 受付管理事務</p> <p>1 区分 2 又は区分 3 として選定された輸入申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。</p> <p>イ 申告情報を受信した後提出される仕入書又はこれに代わる書類<u>その他課税標準の決定のための必要な添付書類（以下「添付書類等」という。）</u>の有無の確認（航空の貨物情報を有する貨物にあっては、輸入申告等に係る申告控を含む。）</p> <p>なお、輸出入・港湾関連情報処理システムにより仕入書に代わる書類（<u>関税法基本通達 68－3－2(1)に規定する提出をいう。</u>）又は包装明細書が提出された場合には、必要項目が入力されているか又は正確に入力されているか等を確認し、疑義が認められる場合には書面によりこれらに関する書類の提出を求めるものとする。</p>

新旧対照表

【システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 249 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ロ～チ (省略) 2 及び 3 (省略)	ロ～チ (同左) 2 及び 3 (同左)